

2025 年 11 月 26 日
株式会社宇佐美鉱油
株式会社東日本宇佐美

公正取引委員会による東日本宇佐美への課徴金納付命令に関するご報告とお詫び

宇佐美鉱油の子会社である東日本宇佐美は、本日 2025 年 11 月 26 日、公正取引委員会から独占禁止法に基づく課徴金納付命令（以下「本件課徴金納付命令」と申します。）を受けました。本件課徴金納付命令の対象となった独占禁止法違反行為は、東日本宇佐美も加入している長野県石油商業組合北信支部（以下、単に「北信支部」と申します。）において、2024 年 12 月 16 日頃から 2025 年 2 月 4 日までの間において、長野県北信地区に所在する給油所で販売するガソリンの販売価格の改定額等を取決めていた（以下「本件違反行為」と申します。）というものです。なお、北信支部に対しては、公正取引委員会によって、排除措置命令が発令されています。

お客様、お取引先様をはじめ関係各位には、大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

なお、2025 年 2 月 18 日に、公正取引委員会が長野県石油商業組合に対して立入検査を行った旨の報道があり、それ以降、東日本宇佐美に対しても調査が行われておりましたが、東日本宇佐美ではそれを厳粛に受け止め、全面的に協力して参りました。

また、2025 年 2 月 5 日に、長野市内のガソリンスタンドにおけるガソリンの販売価格が調整されている疑いがある旨の報道がなされたことを契機に、東日本宇佐美は、北信支部との間での不適切な情報交換を全て禁止し、役職員に対して周知徹底しており、公正取引委員会も、本件違反行為の終期は 2025 年 2 月 4 日であったと認定しております。そのため、立入検査後も独占禁止法違反行為が行われていたものではないことを、念のため申し添えます。

なお、東日本宇佐美は、本件違反行為とは別に、2025 年 5 月 27 日及び同年 9 月 10 日に神奈川県及び東京都等の運送事業者等に対して販売する軽油の掛売販売に関して公正取引委員会の立入検査を受けておりますが、同事案については、引き続き、公正取引委員会による調査に全面的に協力して参ります。

弊社グループでは、一連の事案を厳粛に受け止め、事案発覚の後、公正取引委員会での執務経験もある独占禁止法を取り扱う外部弁護士に全面的に依頼をし、グループを挙げて徹底的な調査を行うとともに、今後、独占禁止法違反行為が絶対に行われることのない確固たるコンプライアンス体制を構築することに向けた取り組みを、弊社グループ一丸となって進めております。

改めまして、この度は、多大なるご不安とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

受付時間 平日 9:00～17:00

東日本宇佐美 本社

(代表番号) 03-6801-5141